

中土佐町バイクライダー交流宿泊施設指定管理者募集要項

次により中土佐町バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者を募集します。なお、今回の募集は、中土佐町バイクライダー交流宿泊施設の施設活用形態を提案のうえ、その提案に沿って提出書類等の作成を行ってください。

1 施設の概要

- (1) 名 称 中土佐町バイクライダー交流宿泊施設（以下「交流宿泊施設」という。）
 - (2) 所 在 地 中土佐町矢井賀乙 472 番地
 - (3) 設置目的等 住民参加による新しい交流や文化の創造並びに地域の活性化を促進することを目的に、本町を訪れるバイクライダー等の宿泊や情報交換等のニーズに対応できる施設として、この施設を設置する。
（「中土佐町バイクライダー交流宿泊施設設置及び管理に関する条例」より）
 - (4) 規 模 等 別紙、施設概要書による。
 - (5) 施設利用者数の実績（過去 3 年）
 - 令和 5 年度 1,290 人
 - 令和 6 年度 1,215 人
 - 令和 7 年度 1,327 人
- ※ 施設利用者は、交流宿泊施設の宿泊者数、宿泊以外の利用者の合計。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 交流宿泊施設の設置の目的を達成するために必要な業務
- (2) 交流宿泊施設の運営に関する業務
- (3) 交流宿泊施設の利用許可に関する業務
- (4) 交流宿泊施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (5) 利用料金の徴収及び減免に関する業務
- (6) その他町長が指示した業務

3 利用料金に関する事項

- (1) 利用料金は指定管理者の収入として収受するものとする。
- (2) 利用料金は、中土佐町バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年条例第 188 号）（以下「設置条例」という。）第 14 条に定めるとおりとします。
- (3) 指定管理者は、特に必要があると認める場合、利用料金を減額、または減免することができる。
- (4) すでに納入された利用料金は、還付しないものとする。ただし、利用者の責めに帰さない理由により交流宿泊施設を利用できないときは、還付することができる。

4 使用料に関する事項

使用料は無料とする。

5 管理を行う期間（指定期間）

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

6 申請の資格

(1) 申請をする団体に必要な資格

- ① 町内在住の法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。個人は応募資格を有しません。
- ② 飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条の規定に基づくもの。）を現在営んでいる者、若しくは平成 29 年 3 月 31 日までに営業許可を取得できる者

(2) 申請をすることができない団体

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後 2 年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後 2 年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- ② 申請の日において現に県、または町の指名停止措置を受けている団体
- ③ 申請の日において破産手続、再生手続又は更正手続が開始されている団体
- ④ 法人県町民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない団体
- ⑤ 健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金を完納していない団体
- ⑥ 暴力団員等による不当な行為の防止などに関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っている者

7 管理の基準

指定管理者は、以下の基準により施設を管理運営する必要があります。

- (1) 関係法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の管理運営を行うこと。
- (2) 施設の設置条例など、関連する法規を遵守し、業務を実施すること。
- (3) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 利用者が快適に施設を利用できるよう、適切な維持管理を行うこと。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 個人情報保護法や町の個人情報保護条例を遵守するとともに、個人情報の取り扱いに関する内部規定を作成するなど、その取り扱いに十分に注意を払った体制を整備すること。

8 指定管理者と町との責任分担

- (1) 指定管理者と町との責任分担は、原則として別紙分担表によるものとします。ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と町が協議して定めることとします。

- (2) 指定管理者の故意又は過失、協定等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡にかかわらず指定管理者が購入、修繕等を行うこととします。
- (3) 施設サービスの提供に支障がないと町が判断した場合には、修繕を見合わせる場合があります。

9 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合には、速やかに町に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合、又はそのおそれがあると認められる場合は、町は、指定管理者に対し改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及びその実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が定められた期間内に改善することができなかつたときには、町は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) 指定管理者が町の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、町は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (4) (2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、町に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、賠償の責めを負うこととなります。
- (5) 不可抗力、その他、町、又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、町と指定管理者は、指定管理業務の継続の可否について協議することとします。

10 申請の手続等

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出してください。
 - ① 資格を有していることを証する書類
(定款若しくは寄付行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類)
(6 申請の資格(1)②に定める飲食店営業の実績を示す書類。令和9年3月31日までに飲食店営業許可を取得する者は不要)
(6 申請の資格(2)に該当しない旨の申立書)
 - ② 管理運営に関する施設活用形態の提案書
 - ③ 管理業務に関する事業計画書等
(指定の期間に係る当該施設の事業計画書)
 - ④ 管理に係る収支計画書
(③に係る各年度ごとの収支計画書)
 - ⑤ 申請団体の経営状況を説明する書類
(申請の日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類)
 - ⑥ その他町長が別に定めた書類
- (2) 申請書の提出場所及び問い合わせ先

〒789-1301

高知県高岡郡中土佐町久礼 6663-1

中土佐町役場まちづくり課

電 話 0889-52-2365 F A X 0889-52-2013

(3) 提出期限

令和8年11月13日（金）午後5時00分まで

（郵送による提出の場合は、期限内必着）

なお、提出期間終了後における申請書又は添付書類の変更及び追加は認めません。

(4) 提出部数等

正本1部、副本5部を提出してください。

※ 指定管理者指定申請書類のうち、法人の登記事項証明書については正本1部のみ提出してください。

(5) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和8年10月5日（月）～令和8年11月2日（月）午後5時まで

② 受付方法

質問票（様式5）に記入のうえ、中土佐町役場まちづくり課まで提出してください。

③ 回答方法

質問及び回答内容を11月9日（月）ホームページに掲載します。

(6) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類については、中土佐町個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(7) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

11 説明会

(1) 日 時 令和8年10月22日（木） 午後1時30分

(2) 場 所 高知県高岡郡中土佐町久礼 6663-1

中土佐町役場3階 防災対策室

(3) その他 説明会への参加を希望する団体は、令和8年10月16日（金）の午後5時までに中土佐町役場まちづくり課までご連絡ください。また、説明会終了後に現地施設を確認いただきます。現地施設までは、各自で移動していただきます。

12 指定管理者の選定手順

(1) 選定委員会において、次に掲げる①から⑤の選定基準に照らし最も適当と認める

団体を指定管理者の候補者として選定した後、中土佐町議会の議決を経て決定（指定）されます。なお、審査基準は次のとおりです。（括弧内は配点）

宿泊交流施設の指定管理者（候補者）選定の審査基準

- ① 利用者の平等の確保（確保されなければ失格）
 - ア 利用者の平等な利用が確保されるものであるか
- ② 公の施設の設置の目的の効果的な達成（25 点）
 - ア 施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか
 - イ 施設の利用促進への取り組みがなされるものであるか
 - ウ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか
 - エ 利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか
 - オ 地域、関係機関等との連携が図られるものであるか
- ③ 効率的な管理（20 点）
 - ア 収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか
 - イ 経費縮減に向けた取り組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか
- ④ 適正かつ確実な管理を行う能力（30 点）
 - ア 団体の経営状況は、安全かつ健全か
 - イ 団体の実績はどうか
 - ウ 人員配置は適切か
 - エ 経理的な基礎が備わっているか
 - オ 技術的な基礎が備わっているか
 - カ 職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか
 - キ 安全管理は適切か
 - ク 個人情報情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか
- ⑤ その他必要な事項（25 点）
 - ア 地域資源を有効活用し、地域経済の活性化に資するものであるか
 - イ 地域の観光振興に資する取り組みがなされるものであるか

- (2) 事前にまちづくり課において参加資格を審査し、また応募が 4 者以上の場合は、事前書類審査を行い、プレゼンテーション・ヒアリング審査を受ける者を 3 者に絞り込みます。事前審査の結果については、11月17日（火）に全参加者に通知します。
- なお、審査内容や結果に対する質問、異議については、一切受け付けません。

13 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

提出された提案書に関し、選定委員会において次のとおりプレゼンテーション・ヒアリングを実施します。

- ①実施日：令和 8 年11月20日（金）午後 1 時30分～
※応募者数が確定した後に時間は決定することとします。
- ②実施方法：対面による
- ③所要時間：1 者あたり30分以内（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）

14 指定後の手続き

(1) 協定の締結

施設の管理及び運営に関する業務の内容、及び細目的事項等について、町長と指定管理者が協議のうえ、協定を締結します。

(2) 指定管理者準備業務

指定管理者として指定された団体は、サービスの水準の維持を図るため、町と十分に協議のうえ、円滑に移行できるよう必要な準備を進めるものとします。

15 公募から管理運営までのスケジュール

令和8年10月5日（月）～令和8年11月13日（金）申請書等の受付

令和8年10月5日（月）～令和8年11月2日（月）質問事項の受付

令和8年10月22日（木）説明会の開催

令和8年11月20日（金）プレゼンテーション・ヒアリング審査

令和8年11月24日（火）候補者への結果通知

令和9年12月上旬（予定）指定管理者の議決

令和9年12月下旬（予定）指定管理者の指定（告示）

令和9年12月下旬（予定）協定書の締結

令和9年4月1日 管理運営の開始

16 添付資料・様式

(1) 中土佐町公の施設指定管理者指定申請書（別紙様式1）

(2) 管理業務に関する事業計画書及び管理に係る収支計画書（別紙様式2）

(3) 飲食店営業の実績（別紙様式3）

(4) 中土佐町バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定申請に係る申立書（別紙様式4）

(5) 質問票（別紙様式5）

(6) 中土佐町バイクライダー交流宿泊施設概要書（別紙①）

リ ス ク 分 担 表

種 類	内 容	負担者	
		町	管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
税制度の変更	当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす税制変更	○	
	消費税の増加、減少、廃止等に伴う管理費用の増加・減少		○
	上記以外		○
法令の変更	当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす法令変更	○	
	上記以外		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、また業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の件、または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等町が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
支払いの遅滞	経費の支払い遅滞（町→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅滞（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
展示物、資料等の損傷	不可抗力以外の事由によるもの (管理上の問題に起因する植物の病気等による著しい減少等)		○
第三者への賠償	管理者として注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により第三者に損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による犯罪発生が生じた場合		○
収益の減少	利用者の減少に伴う指定管理者の収益の減少		○
個人情報の漏洩			○
火災共済保険	甲の所有財産に当たる施設等の共済保険加入及び使用に係る事務手続き	○	
	火災共済保険料の負担	○	
施設・設備及び備品の損傷、修繕、点検	修繕の費用約5万円を目安として、それを超える金額	○	
	消防設備防災点検		○
	自家用電気工作物の保安点検		○
	合併処理浄化槽保守点検 ※1		○
	合併処理浄化槽法定検査	○	

※1 合併処理浄化槽保守点検については、公衆トイレを兼用しているので町から半額補助